別添五十三2・1・3・1・中「第42条第１項及び第２項」を「第42条第２項及び第３項」に、「第42条第５項」を「第42条第６項」に改め、同別添5・1・2・中「第42条第１項」を「第42条第２項」に改め、同別添5・1・4・中「第42条第５項」を「第42条第６項」に改める。

別添五十八3・7・中「及び3. 7. 2. 」を「から3. 7. 3. まで」に改め、同別添4・1・1・2・中「複数の光源を有する車幅灯」を「自動車の前面の片側の複数の灯器で構成される車幅灯(「D」マークを付されて装置の型式の指定を受けたものに限る。)」に、「光源」を「灯器」に改め、同別添4・1・1・2・後段を削り、同別添4・1・1・3・中「自動車の前面の片側の複数の灯器で構成される」を「複数の光源を有する」に改め、同別添4・4・中「水平面から」の下に「下方」を加え、同別添5・1・を次のように改める。

5. 1.　全ての測定は、光度測定及び灯光の色の測定を含め、以下に定める方法で実施する。

5. 1. 1.　交換式光源を装着した車幅灯であって、光源電子制御装置によって電圧が制御されないものは、当該装置に使用される無色の標準電球又は定格電球を用いて、所定の光束（協定規則第37号に規定されたものにあってはその規則に定められた基準光束、ＪＩＳ　C7506で規定されたものにあってはその規格に定められた試験全光束、その他のものにあっては設計された光束）が得られるように供給電圧を調節するものとする。

5. 1. 2.　非交換式光源（電球等）を装着した車幅灯であって、６Ｖ、12Ｖ又は24Ｖのものは、それぞれ6.75Ｖ、13.5Ｖ又は28.0Ｖを印加するものとする。

5. 1. 3.　光源電子制御装置を車幅灯の一部として供給する場合は、当該車幅灯の入力端子に自動車製作者等が定める電圧を印加し、又は自動車製作者等が電圧を定めていない場合にあっては６Ｖ、12Ｖ又は24Ｖのものはそれぞれ6.75Ｖ、13.5Ｖ又は28.0Ｖを印加するものとする。

5. 1. 4.　光源電子制御装置を車幅灯の一部として供給しない場合は、当該車幅灯の入力端子に自動車製作者等が定める電圧を印加する。

別添五十八5・3・を同別添5・4・とし、同別添5・2・を同別添5・3・とし、同別添5・1・の次に次を加える。

5. 2.　試験機関は、自動車製作者等に光源及び該当する機能を提供するために必要な光源電子制御装置を要求するものとする。

別添五十八別紙11 2・1・を次のように改める。

2. 1.　非交換式光源（電球等）の場合：

本技術基準5. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、配光特性の測定を行う。

別添五十九3・5・中「及び3. 5. 2. 」を「から3. 5. 3. まで」に改め、同別添4・1・1・2・中「複数の光源を有する前部上側端灯」を「自動車の前面の片側の複数の灯器で構成される前部上側端灯(「D」マークを付されて装置の型式の指定を受けたものに限る。)」に、「光源」を「灯器」に改め、同別添4・1・1・3・中「自動車の前面の片側の複数の灯器で構成される」を「複数の光源を有する」に改め、同別添5・1・を次のように改める。

5. 1.　全ての測定は、光度測定及び灯光の色の測定を含め、以下に定める方法で実施する。

5. 1. 1.　交換式光源を装着した前部上側端灯であって、光源電子制御装置によって電圧が制御されないものは、当該装置に使用される無色の標準電球又は定格電球を用いて、所定の光束（協定規則第37号に規定されたものにあってはその規則に定められた基準光束、ＪＩＳ　C7506で規定されたものにあってはその規格に定められた試験全光束、その他のものにあっては設計された光束）が得られるように供給電圧を調節するものとする。

5. 1. 2.　非交換式光源（電球等）を装着した前部上側端灯であって、６Ｖ、12Ｖ又は24Ｖのものは、それぞれ6.75Ｖ、13.5Ｖ又は28.0Ｖを印加するものとする。

5. 1. 3.　光源電子制御装置を前部上側端灯の一部として供給する場合は、当該前部上側端灯の入力端子に自動車製作者等が定める電圧を印加し、又は自動車製作者等が電圧を定めていない場合にあっては６Ｖ、12Ｖ又は24Ｖのものはそれぞれ6.75Ｖ、13.5Ｖ又は28.0Ｖを印加するものとする。

5. 1. 4.　光源電子制御装置を前部上側端灯の一部として供給しない場合は、当該前部上側端灯の入力端子に自動車製作者等が定める電圧を印加する。

別添五十九5・3・を同別添5・4・とし、同別添5・2・を同別添5・3・とし、同別添5・1・の次に次を加える。

5. 2.　試験機関は、自動車製作者等に光源及び該当する機能を提供するために必要な光源電子制御装置を要求するものとする。

別添五十九別紙11 2・1・を次のように改める。

2. 1.　非交換式光源（電球等）の場合：

本技術基準5. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、配光特性の測定を行う。

別添六十1 2・2・中「特性軸」の下に「をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に垂直な軸線」を加え、同別添3・6・中「及び3. 6. 2. 」を「から3. 6. 3. まで」に改め、同別添6・1・1・中「こと」を「ものとする」に改め、同別添6・1・3・中「場合にあっては」を「場合は、」に改め、同別添別紙11 3・1中「6. 1. の」を「本技術基準6. 1. の」に改める。

別添六十四3・7・中「及び3. 7. 2. 」を「から3. 7. 3. まで」に改め、同別添4・1・1・中「複数の光源を有する尾灯」を「自動車の後面の片側の複数の灯器で構成される尾灯(「D」マークを付されて装置の型式の指定を受けたものに限る。)」に、「光源」を「灯器」に改め、同別添4・1・1・1・中「自動車の後面の片側の複数の灯器で構成される」を「複数の光源を有する」に改め、同別添4・1・1・1・を同別添4・1・1・2・とし、同別添4・1・1・1・1・を同別添4・1・2・1・とし、同別添4・1・1・1・2・中「要求されている」を「別紙２に規定する」に改め、同別添4・1・1・1・2・を同別添4・1・2・2・とし、同別添4・1・1・1・3・を同別添4・1・2・3・とし、同別添別紙11 2・1・を次のように改める。

2. 1.　非交換式光源（電球等）の場合：

本技術基準5. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、配光特性の測定を行う。

別添六十五3・3・中「及び3. 3. 2. 」を「から3. 3. 3. まで」に改め、同別添7・を次のように改める。

7.　灯光の色規定

灯光の色は、別紙の3. に定める配光特性の測定範囲内において赤色であることとし、配光特性の測定範囲外において、著しい色のむらがないものであること。また、色度特性の試験方法については4. のとおりとすること。これらの要件は、種類Ｆ２の後部霧灯によって発生する可変光度の範囲内においても適用するものとする。

ただし、非交換式光源（電球等）を装着した後部霧灯の場合には、5. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、色度特性を測定しなければならない。

別添六十五別紙４・１・を次のように改める。

4. 1.　非交換式光源（電球等）の場合：

本技術基準5. 1. の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、配光特性の測定を行う。

別添六十六2・2・中「車両中心」を「車両中心線」に改め、同別添3・5・中「及び3. 5. 2. 」を「から3. 5. 3. まで」に改め、同別添5・1・1・中「こと」を「ものとする」に改め、同別添5・1・3・中「場合にあっては」を「場合は、」に改め、同別添別紙11 3・1中「5. 1. の」を「本技術基準5. 1. の」に改め、同別紙3・2・中「標準電球」の下に「又は定格電球」を加える。